

○岡山市埋蔵文化財センター条例施行規則

平成12年3月24日

市教育委員会規則第16号

改正 平成21年3月24日市教育委員会規則第15号

平成22年4月1日市教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市埋蔵文化財センター条例（平成12年市条例第51号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 岡山市埋蔵文化財センター（以下「文化財センター」という。）に所長を置く。

2 文化財センターに所長補佐、主査、副主査、主任、文化財保護主事、主事その他の職員を置くことができる。

(展示室の公開日及び時間)

第3条 展示室の公開日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）を除く。

2 公開時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第4条 この規則に定めるもののほか、文化財センターの管理及び運用について必要な事項は、教育委員会の承認を得て所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第18号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

